

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：都市整備局】

機関名称	東京都開発審査会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	都市計画法第78条、東京都開発審査会条例
設置年月日	昭和45年12月1日
機関の目的 ・所掌内容	開発許可処分等の審査請求に対する裁決、市街化調整区域内の開発行為の許可及び建築行為の許可に関する事前審査を行う。
委員数	7人 (うち、女性委員数 3人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	開発審査会は開発許可処分等の違法性の有無について審議し、裁決を行う準司法的な性格を有する合議制の機関であることから、①個人のプライバシー保護②企業・団体等の秘密保護③自由な意見交換が阻害される恐れがある④公正な行政執行の確保のため等に該当するときは、審査会に諮り了承を得た上で非公開とする。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	①個人のプライバシー保護②企業・団体等の秘密保護③自由な意見交換が阻害される恐れがある④公正な行政執行の確保のため等に該当するときは、非公開とする。
備考	—
HPのURL	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/kaihatsu_sinsa/index.html
問い合わせ先	都市整備局市街地整備部管理課 電話番号：03-5320-5106 FAX番号：03-5388-1355